

観光先進国 実現に向けた「日本型IR」

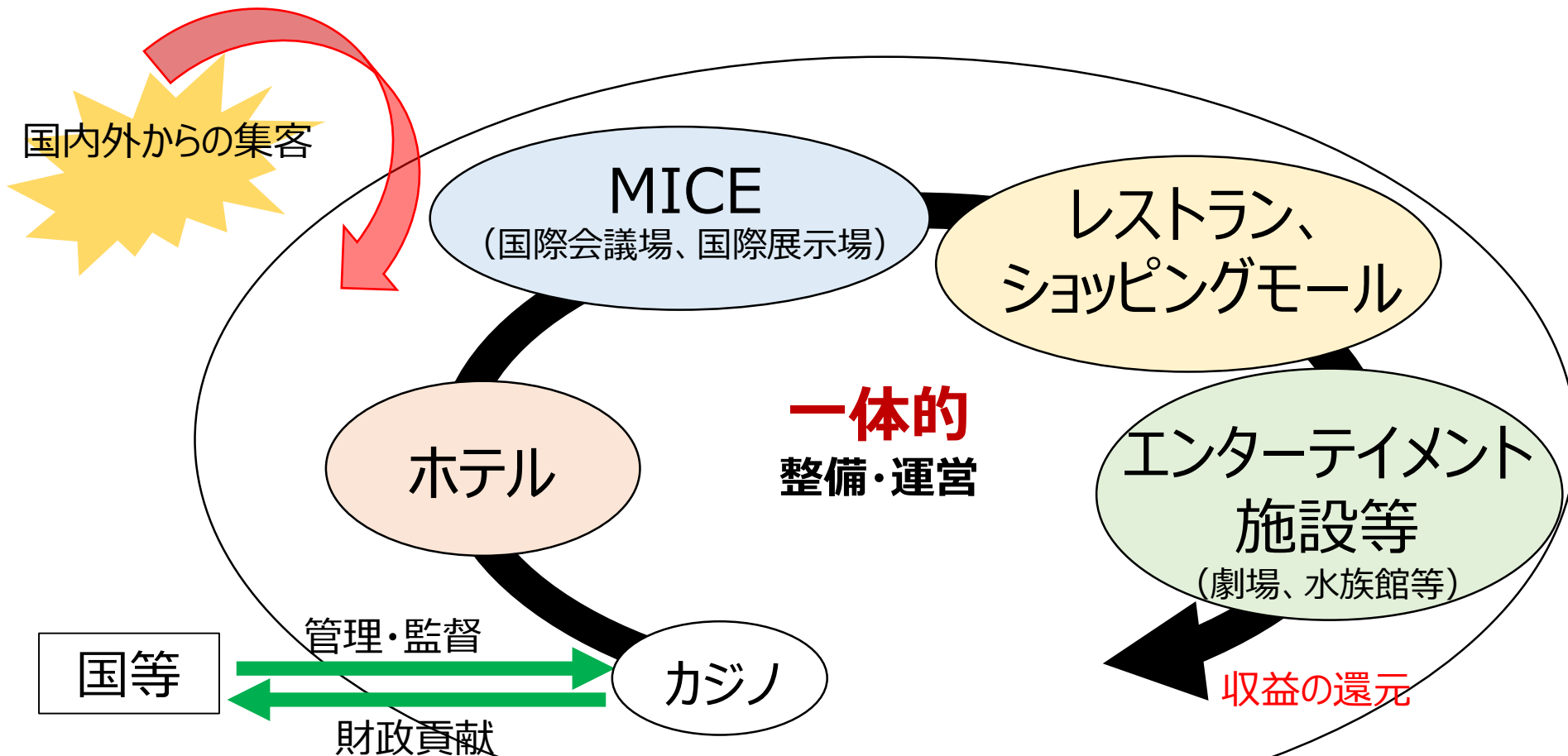
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長

森重 俊也

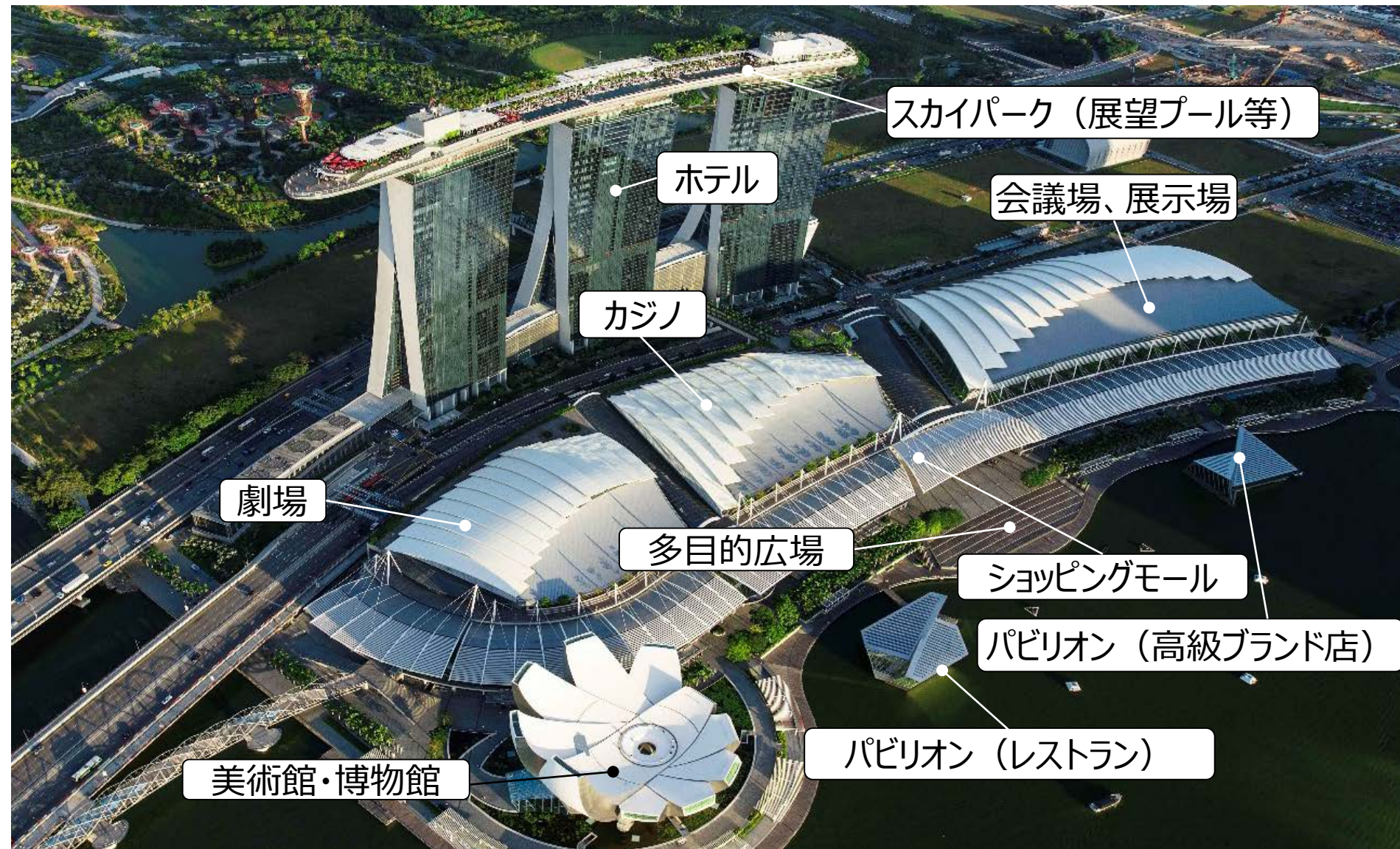
2018年9月26日

I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とは何か

- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



シンガポールの I R の例（マリーナ・ベイ・サンズ）



シンガポールの I R の例（リゾート・ワールド・セントーサ）



【リー・シェンロン首相演説】

<IRのコンセプト ; Not a Casino, but an IR>

- 「私たちはカジノの導入について検討しているのではなく、IR、統合型リゾートの導入について検討しているのだ。」
- 「IRは、レジャーやエンターテイメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ。」
- 「IRには、ホテル、レストラン、ショッピング、コンベンション施設、劇場、美術館、テーマパークといった、ありとあらゆる施設が立地している。
IRは毎年大勢の人々を魅了しており、その大多数はギャンブルをするためにIRに来ているのではない。リゾートを楽しむ旅行者であり、展示会や会議に参加する経営者やビジネスマンたちなのだ。」
- 「小規模ではあるが重要な施設として、ゲーミングを提供する場が設けられており、プロジェクト全体の経済的継続性を支えているのだ。」

○「特定複合観光施設」は カジノ施設と

① 国際会議場施設 ② 展示施設等

③ 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による

観光の魅力増進施設

④ 送客機能施設

⑤ 宿泊施設 から構成される一群の施設

(⑥ その他 観光客の来訪滞在の促進寄与施設を含む)

であって 民間事業者により一体として設置・運営されるもの

公共政策としての「日本型IR」とは

「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設を以下の機能を有するものと整理。これらの機能を有する施設は、それぞれ我が国を代表する施設として **I R 区域内にカジノ収益を活用し整備され、国際競争力の高い滞在型観光の実現**を目指す。これによって、**2030年**に、訪日外国人旅行者数について**6,000万人**、旅行消費額について**15兆円**を目指す等の**公共政策の実現を強力に後押し**する。

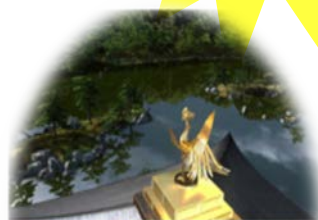
① **MICE誘致戦略の中核となる機能**
(例：アジア最大級のMICE施設)

**日本型IRが有すべき
中核的な機能**

④ **様々なニーズを生み出す
宿泊機能**
(例：日本最大級・最高水準の
宿泊施設、農泊推進)

② **多様なエンターテインメントや
アクティビティの提供**
(日本の魅力の「**ショーケース**」)
(例：一流のエンターテインメントの提供、
ナイトライフの充実、
V R 技術を活用した地方文化の発信)

③ **日本の旅の
「ゲートウェイ」機能**
(例：コンシェルジュ機能を
ワンストップで提供)



上記の中核施設の具体的内容及びその他の施設の種類・コンテンツについては、**民間事業者の資金・自由な発想**を活かし、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の整備・運営を実現

IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化

	2009年	2014年	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	1,510万人	156%
外国人旅行消費額※2	1.00兆円	1.86兆円	186%
外国人旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催件数※1	689件	850件	123%
BTMICE目的訪問人数※3	261万人	377万人	144%
ホテル客室 (総数)	1,134万室	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

※「Annual Report Tourism Statistics」、を基に事務局において作成 ※1：(出典) 日本政府観光局(JNTO) 国際会議統計2015 (UIA国際会議統計より)

※2：「1 S\$ = 78.75円」で計算 ※3：「Annual Report Tourism Statistics」の訪星外国人旅行者数及び目的別訪問率を基に算出

- 1. 目的**
- 2. 特定複合観光施設（I R）区域制度**
- 3. カジノ規制**
- 4. 入場料・納付金等**
- 5. カジノ管理委員会**
- 6. 施行期日等**

特定複合観光施設区域整備法の概要

1. 目的

適切な国の監視及び管理の下で運営される 健全なカジノ事業の
収益を活用して 地域の創意工夫及び民間の活力を生かした
特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、
国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、
必要な事項を定め、もって
観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、
財政の改善に資すること
を目的とする。

2. 特定複合観光施設（I R）区域制度

○「特定複合観光施設」は カジノ施設と

① 国際会議場施設 ② 展示施設等

③ 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による

観光の魅力増進施設

④ 送客機能施設

⑤ 宿泊施設 から構成される一群の施設

（⑥ その他 観光客の来訪滞在の促進寄与施設を含む）

であって 民間事業者により一体として設置・運営されるもの

○ 国土交通大臣による

基本方針の作成

都道府県又は政令市（都道府県等）による

民間事業者との 区域整備計画の 共同作成・申請

国土交通大臣による

区域整備計画の認定

IR事業者の監督等

所要の制度を規定

○認定申請に当たり

都道府県は その議会の議決 立地市町村の同意

政令市は その議会の議決

を要件化

- 認定申請に関する 立地市町村の同意 に当たっては
条例により 立地市町村の議会の議決事項 とすることも可能
- 認定区域整備計画の 数の上限は 3 とする。
- IR事業者に対し カジノ収益の活用にあたって
国土交通大臣による 毎年度の評価結果に基づき
IR事業の 事業内容の向上
認定都道府県等が実施する 施策への協力
に充てるよう 努めることを義務付け

IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間３年・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる

185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び

28日間で10回 に制限

20歳未満の者

- カジノ行為の種類・方法、カジノ関連機器等
特定金融業務(貸付等) 業務委託・契約 広告・勧誘
カジノ施設等の秩序維持措置 従業者等 の所要の規制

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に

入場料、認定都道府県等入場料

それぞれ 3 千円/回 (24時間単位) を賦課

カジノ事業者に対し

国庫納付金 (① カジノ行為粗収益 (GGR) の15% 及び
②カジノ管理委員会経費負担額)

認定都道府県等納付金 (GGRの15%)

の納付を義務付け 16

- 政府及び認定都道府県等は 納付金の額に相当する金額を
観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策
その他の法目的及び責務を達成するための施策
並びに
社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策
に必要な経費に充てるものとする

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局として カジノ管理委員会を設置
委員長及び4名の委員は 両議院の同意を得て

内閣総理大臣が任命

- カジノ事業者等に対する 監査 報告の徴収 立入検査
公務所等への照会 調査の委託 監督処分等 を規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において
順次 政令で定める日から施行
- 最初の 区域整備計画の認定日 から起算して
5 年を経過した場合において
この法律の施行の状況について 検討を加え
必要がある場合に 所要の措置 ただし
認定区域整備計画の数については 「7 年を経過した場合」

I R 事業・カジノ事業の運営に係る基本的枠組み

国土交通大臣の認定・評価

国土交通大臣による基本方針の策定、区域整備計画の認定



国土交通大臣による評価（毎年度）



事業計画（毎年度）



認定区域整備計画（初回10年、その後5年毎に認定更新）



実施協定（協定の有効期間は都道府県等とI R事業者の合意次第）

カジノ管理委員会の免許

- カジノ事業免許
- 免許の申請：適格要件／欠格要件／条件付与等
- 免許の基準等
- 免許状等
- 免許の有効期間等：有効期間は3年、期間満了後更新を受けなければならない。

区域整備計画：都道府県等が I R 事業者と共同作成、国土交通大臣が認定

計画の意義・目標 ／ 区域の位置・規模 ／ 事業者の名称・住所・代表者氏名

事業基本計画（施設の種類・機能・規模等「設置運営事業等」の基本となる事項に関する計画）

区域整備の推進に関する施策・措置

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策・措置

カジノ施設の有害影響排除のための施策・措置 ／ 経済的社会的効果

入場料納付金の使途 ／ 納付金の使途

実施協定：都道府県等と I R 事業者が国土交通大臣の認可を受けて締結

具体的な実施体制・実施方法 ／ 継続困難時の措置

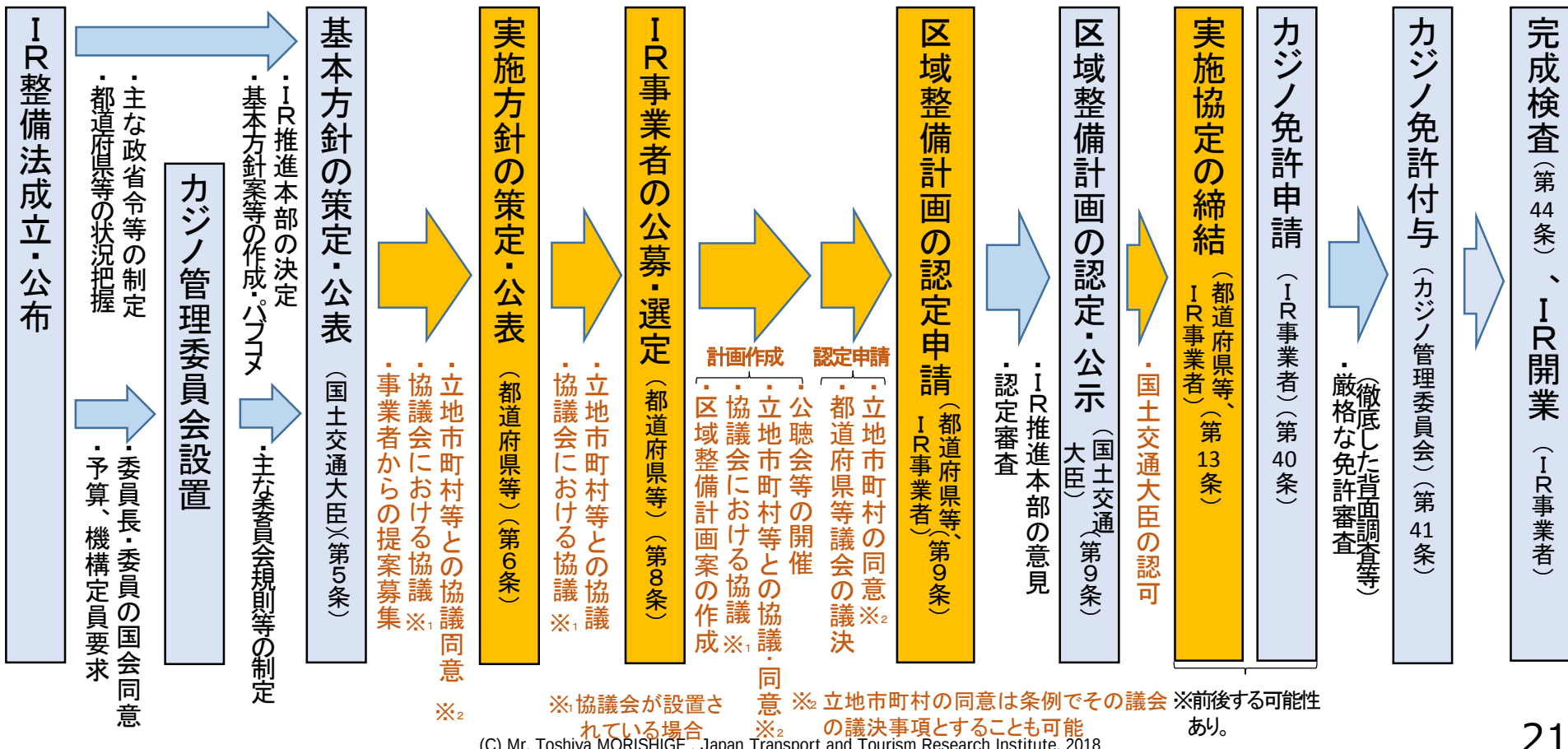
区域整備の推進、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策・措置

カジノ施設の有害影響排除のための施策・措置 ／ 協定違反時の措置

協定の有効期間 ／ その他

開業までのプロセス

- カジノ管理委員会の設置後、国土交通大臣は、基本方針を策定し、公表。
- 都道府県等は、実施方針を策定しIR事業者を選定。さらに、地域における十分な合意形成を行った上で、IR事業者と共同して区域整備計画を作成し、認定を申請。
- 十分な合意形成の例：協議会における協議、立地市町村等との協議・同意、公聴会の開催、認定申請についての都道府県等議会の議決、（申請主体が都道府県の場合）立地市町村の同意 等（立地市町村の同意は条例でその議会の議決事項とすることも可能）
- 国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を認定（認定区域整備計画の上限数は3）。
- カジノ管理委員会は、厳格な免許審査（徹底した背面調査等）を行った上で、カジノ免許を付与。



○ 公益還元の努力義務

I R施設の整備等の 事業内容の向上
認定都道府県等が実施する 施策への協力

○ 国交大臣による評価結果の反映義務

毎年度の事業計画への反映など、業務運営の改善に反映

○ 納付金の納付義務（国庫納付金、認定都道府県等納付金）

観光・地域経済の振興に関する施策その他の法の目的や
国・地方公共団体の責務達成のための施策
社会福祉の増進、文化芸術の振興に関する施策

認定都道府県等は、区域整備計画で、用途を規定
（立地市町村等に交付する場合の条件を含む）

○ 国及び地方公共団体の責務

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する

○ **基本方針、実施方針**に基づき、**区域整備計画、実施協定**において、都道府県等・立地市町村等及びIR事業者が実施する施策及び措置を規定

○ **認定区域整備計画の数の上限は 3**

○ IR事業者に対し、
区域整備計画及び実施協定に従ったIR事業の実施、
カジノ施設の設置・運営に伴う**有害な影響の排除**に関する
国・都道府県等が実施する施策への協力を義務付け

○ 国交大臣評価結果の**業務運営改善への反映**を義務付け

- **カジノ事業者に、依存防止規程に従い、措置を講じることを義務付け**
 - ・ **本人・家族申告による利用制限、**
施設を利用させることが不適切であると認められる者の
利用制限
 - ・ 相談窓口の設置等 ・ 内部管理体制の整備

※ 依存防止規程は、カジノ管理委員会が審査

- **日本人等の入場回数を**
連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
- **日本人等の入場者に、入場料・認定都道府県等入場料、**
それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課
- **面積** **カジノ行為の種類・方法、カジノ関連機器等**
貸付業務 **広告及び勧誘** **カジノ行為関連景品類**
等の規制

- **国・地方公共団体の責務を達成するための施策等に必要な経費を充当経費の一つに規定**

カジノ事業者等からの暴力団員等の排除等

○**カジノ事業の免許等**における人的要件

- ①十分な社会的信用を有する者
- ②暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者に該当しない者（以下「暴力団員等」という。）

＜審査対象者＞

- 免許申請者・役員等 ○ 主要株主等（5%以上の議決権・株式等保有者）
- 施設土地権利者 ○ カジノ業務等の従業者 ○ 契約の相手方
- ※ 上記審査上、必要と認められる他者に対しても必要な調査を実施。

○**カジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可、カジノ関連機器等外国製造業の認定、指定試験機関の指定等においても同様**

カジノ施設への入場者からの暴力団員等の排除等

- ①**暴力団員等**に対し、カジノ施設への**入場・滞在等を禁止**。（罰則）
- ②**カジノ事業者**に対し、暴力団員等をカジノ施設に**入場させ、又は滞在させること等を禁止**。（罰則）
- ③**カジノ事業者**に対し、カジノ施設等の秩序維持措置として、不適切者の利用を禁止・制限する措置を義務付け。

犯罪収益移転防止法による規制（カジノ事業者を同法の規制対象に追加）

- ・チップの交付等の一定の取引を、**規制対象となる取引に追加**
→ 取引時確認、取引記録の作成・保存、
疑わしい取引のカジノ管理委員会への届出等を 義務付け

特定複合観光施設区域整備法における上乗せ規制

- ・**犯罪収益移転防止規程の作成の義務付け**
(←カジノ管理委員会による審査)
- ・**一定額以上の現金取引の届出の義務付け**
- ・**チップの譲渡・譲受け・持ち出しの規制**